

情報公開をめぐる市民討論会記録（その2）

—その概要と早期立法化に向けての戦略—

3月23日市民討論会記録 平成維新神奈川 灰田山 暢

枝野幸男氏・講演録

●はじめに

今私は民主党で情報公開法の議員立法案を作成しており、北村哲男議員と2人で来月上旬に国会に提出する予定で作業を進めています。また、前回の選挙前から情報公開法制定をめざす超党派の議員連盟をつくってその事務局次長のような立場にもあったのですが、事務局長が落選してしまったので、もう一度この議員連盟を立ち上げる準備をしております。このような立場から若干お話をできればと思います。まず政治家を4年足らずやらせていただいている立場から情報公開法の意義についてお話を致します。

●情報公開法の意義

最初に、大胆なことをあえて申し上げると、皆様が目指していらっしゃる平成維新を今すぐ実現することは難しいのではないかということが国会に4年間いた私の率直な感想です。今の政治行政の仕組みでは平成維新は無理だろう、その理由はまさに情報公開がなされていないことが大きなネックになっています。情報を公開しない限り世の中の仕組みを根本から変えるのは不可能であろうと、私は考えています。情報が公開されていないのは国民に対してだけではなく、国民の代表である国會議員や大臣でさえ行政情報から閉ざされているのが今の日本の現状です。情報公開の点では、国會議員は国民と同じように情報から閉ざされている側にいます。

たとえば薬害エイズ問題で成果をあげることができたのは、菅さんのキャラクターと長年の取組の蓄積と運が良かったという3つの要素が重なったからです。菅さん以前の厚生大臣がマスコミからたたかれましたが、菅さん以前の大臣を一概に非難することはできないと私は考えます。私も、菅さんが厚生大臣に就任する以前から薬害エイズ問題で厚生省を追及する立場にあり、さんざんやりあいました。

菅さんの前の森井大臣も厚生省の官僚に本気で資料を探させたのですが、官僚の返事は「見つからなかった」ということだったので、大臣としては「見つからない」と答えざるを得ませんでした。菅さんが資料を見つけだすことができたのは、大臣になる前から訴訟の原告団が集めてきた資料を手元にもっていたこと、官僚とのしたたかな接し方、あるいはそもそも訴訟の過程で膨大な資料の蓄積があったからこそであり、他の問題について菅さんが取り組んだとしても同じような成果を必ずしもあげられたかどうかは分かりません。

また、この国会で予算審議が低調であったという批判を受けました。予算案のどこに無駄があるのかを明らかにすることに我々は取り組んでいました。しかし、限られた時間の中で成果を出すために、農林水産省の農業土木という限られた範囲、さらに農

業集落排水についてターゲットを絞って資料を出すように要求していましたがそれでも資料は出てきませんでした。国会で予算審議をするときにどこで税金の無駄遣いがあるのかを明らかにするために情報が必要ですが、何県何町の道路でいくら使うのかといった資料はいっさい出てきません。新幹線の新規着工のための予算は総額で分かっても、どこにどれだけ使うのか詳しくは我々に示されません。使った後の予算についてもそうです。例えば埼玉県の彩福社グループの不祥事についても、厚生省から埼玉県に補助金が流れているわけですが、どの施設にいくらのお金が流れたのかといった詳細な情報は事件が発覚するまでは全く分からなかったわけです。それまで国会に提出された資料などでも、埼玉県に総額いくらの補助金と言ったレベルぐらいまでしか分からぬわけです。厚生省に聞いても、埼玉県に問い合わせても国會議員にさえ情報を公開しない。

そのような状況が前提にあって、いくら行政改革といっても、具体的に各部署で何をやっていてどれくらいの人員が必要なのか、という情報は得られない。各省庁に請求しても、自分の仕事の必要性、多忙さを主張して正当化するための資料は作成してもらってくるが、本当に必要な情報は得られません。

ですから、情報公開をしてどこに無駄があるのかをまず明らかにしないと、世の中の仕組みを抜本的に変えることはできないと考えています。

●情報公開法要綱案の問題点

私もこの要綱案について、奥津さんと大体同じような評価をしていまして、優良可でいうと可の評価はあげられる、すなわち進級はできるという評価です。ただ、要綱案の中のいくつかの点について問題があると感じています。

まず、奥津さんが指摘した点と重複しますが、要綱案の第6の(2)のロのところで、企業などが任意で提出した資料について情報公開しなくともいいという余地をあたえる条項をつくるということは、まさに日本が従来から行ってきた指導行政のしくみを認めるということになるので、情報公開の問題にとどまらず、行政・政治の抜本的なあり方という点からも再検討すべき点だと考えます。

次に、要綱案の第6(1)であげられている個人のプライバシーに関する情報については、どこまで情報公開の対象とするかは難しい問題であり、ある程度個人情報の保護は必要と考えます。しかし、今の要綱案の文言では個人のプライバシー保護を重視しているといふこともいえます。

たとえば「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報」については開示の対象となるとされており、職名はこれで公開されます。例えば、官官接待を誰が受けたのかといった